

第 7 6 号議案

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関
する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 8 条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニッ
トの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、
1 のユニットの入居定員は、原則として 1 2 人以下とするものとし
る。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、1 5
人以下とすることができる。

第 8 条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準を改める
必要があるため、この条例案を提出いたします。